

保護者 様

年 組 生徒名

県立津南中等教育学校長

学校感染症による出席停止について（お知らせ）

お子さんのかかっていると思われる下記の病気は、学校保健安全法により、学校における感染症として指定されています。他の児童生徒にうつる可能性のある期間は出席停止となり、登校できません。

必ず、医師の診断を受け、医師から登校許可がおりたら、下記「登校許可証」を記入してもらい、学校へ提出、登校してください。なお、出席停止期間は、欠席になりません。

	病名または状況（該当事項を○で示す）	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミアコンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後（発熱の翌日を1日目として） 当面の間「療養解除届（インフルエンザ用）」を使用する 解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、全身症状が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がか皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症 その他の感染症（ ）	医師が感染のおそれがないと認めるまで

登校許可証

上記の疾病について、感染症予防上に支障がないため、登校しても差し支えありません。

1 診断日 年 月 日

2 登校してもよいと認められる年月日 年 月 日

年 月 日

医師 住所

氏名

主治医から、登校許可が得られましたので届け出ます。

保護者 住所

氏名

新潟県立津南中等教育学校長 様